

令和4年第7回農業委員会総会

1 日 時 令和4年8月25日(木)
午前10時00分～午前10時31分

2 場 所 大竹市役所 3階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

| 議 席 番 号 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 氏 名 |
|------------|--------|------------|--------|
| 1 | 正木 静夫 | 6 | 古木 麻知子 |
| 2 | 石井 昌嗣 | 7 | 島原 順二 |
| 3 | 東田 保夫 | 8 | 田中 博幸 |
| 4 | 丸小 操 | 9 | 橋村 實男 |
| 5 | 小川 裕希恵 | | |

(最適化推進員)

| 議 席 番 号 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 氏 名 |
|------------|-------|------------|-------|
| | 大江 達也 | | 田中 弘明 |

4 (欠席委員)

| 議 席 番 号 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 氏 名 |
|------------|-----|------------|-----|
| | | | |
| | | | |

5 出席職員

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|------|-------|--------|-------|
| 事務局長 | 前田 新吾 | 事務局長補佐 | 野島 史雄 |
| | | 事務局書記 | 藤井 秀明 |

令和4年第7回農業委員会総会日程

1 日時 令和4年8月25日(木) 午前10時00分

2 場所 大竹市役所 3階大会議室

3 議事日程

| 上程順序 | 議事番号 | 内 容 |
|------|--------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第14号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第2 | 議案第15号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第3 | 議案第16号 | 非農地証明の申請について |
| 日程第4 | 報告第10号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について |

4 会議の公開

総会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第32条の規定により、公開で行います。

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和4年第7回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同ご礼、ご着席ください。

会長

お忙しい中総会に出席いただきありがとうございます。これより着座にて進行させていただきます。本日の出席委員11名中全員参加なので定足数に達しておりますので、これより令和4年第7回大竹市農業委員会総会を開会いたします。この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において3番東田保夫委員、4番丸小操委員を指名いたします。よろしく願いいたします。これより、日程第1議案第14号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（藤井）

それでは、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は2ページ、地図は4ページをご覧ください。譲受人は大竹市防鹿の〇〇〇〇さん、譲渡人は大竹市防鹿の〇〇〇〇さんです。申請地は、防鹿〇〇番、地目は畑、面積は214㎡です。譲受人は、申請地の隣の畑で耕作しており譲渡人が耕作の時間が取れず、草刈りも大変だということで農業を行っている譲受人に譲渡することとなり、このたび申請が提出されました。なお、3ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しないため事務局としては許可相当と考えております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。9番橋村委員お願いします。

橋村委員

8月17日に調査しましたが、問題はありません。

会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑及び意見なしの声）

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり許可することに決してご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。続きまして、日程第2議案第15号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（藤井）

それでは、議案第15号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。初めに順位1から3がそれぞれ関連がございますので、併せてご説明いたします。議案書は5ページ6ページ、地図は12ページをご覧ください。順位1から順位3まで同じ譲受人となります。廿日市市大野の〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さんです。まず順位1の譲渡人ですが、こちらは大竹市松ケ原町の〇〇〇〇さんです。届出地は、松ケ原町字田ノ原〇〇番、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇の3筆で登記地目は田、面積は3筆合計1470㎡です。続きまして順位2の譲渡人ですが、大竹市松ケ原町

の〇〇〇〇さんです。届出地は、松ヶ原町字田ノ原〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は701㎡です。順位3の譲渡人は、大竹市松ヶ原町の〇〇〇〇さんです。届出地は、松ヶ原町字田ノ原〇〇番ほか7筆、登記地目は田、面積は8筆合計3959㎡です。順位1から3まで合わせて12筆、面積は6130㎡の面積になります。このたびの許可申請は、隣接地を倉庫として利用している〇〇(株)が、事業拡大によりこのたびの申請地を使用したいとのことで、以前から話し合いが進められていたものです。所有者は、それぞれ相続等で取得しており、今後安定して農業を継続することに困難を感じていたことから、土地の譲渡に承諾し農用地の除外の申出、農業振興計画の変更を経て、今回の申請に至ったものです。また、今回の案件は農地転用に係る農業会議への意見聴取事務取扱要領第3条の①農地面積が30アール超に該当し、一般社団法人広島県農業会議の意見聴取対象となります。したがって、本委員会での審議ののち、広島県農業会議の回答を経て許可の可否を決めることになります。

続きまして、順位4から順位12までは関連がありますので、併せてご説明いたします。議案書は7ページから11ページ、地図は14ページをご覧ください。順位4から順位8まで同じ譲受人となります。広島市東区曙四丁目の株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。また、順位9から順位11までにつきましても同じ譲受人となります。広島市東区曙四丁目の株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。まず順位4の譲渡人ですが、こちらは大竹市小栗林の〇〇〇〇さんです。届出地は、栗谷町小栗林字沖ノ久保〇〇番〇〇、〇〇番、〇〇番〇〇の3筆で登記地目は田、面積は3筆合計944㎡です。続きまして、順位5の譲渡人ですが、こちらは大竹市小栗林の〇〇〇〇さんです。届出地は、栗谷町小栗林字沖ノ久保〇〇番、〇〇番〇〇の2筆で登記地目は田、面積は2筆合計561㎡です。続いて順位6の譲渡人ですが、こちらは大竹市小栗林の〇〇〇〇さんです。届出地は、栗谷町小栗林字沖ノ久保〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は488㎡です。続きまして順位7の譲渡人ですが、こちらは大竹市小栗林の〇〇〇〇さんです。届出地は、栗谷町小栗林字沖ノ久保〇〇番、〇〇番〇〇の2筆で登記地目は田、面積は2筆合計766㎡です。続いて順位8の譲渡人ですが、こちらは川崎市多摩区中野島六丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は、栗谷町小栗林字沖ノ久保〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番の4筆で登記地目は田、面積は4筆合計1339㎡です。続きまして順位9の譲渡人ですが、こちらは大竹市小栗林の〇〇〇〇さんです。届出地は、栗谷町小栗林字沖ノ久保〇〇番〇〇で登記地目は田、面積は374㎡です。続いて順位10の譲渡人ですが、順位4と同じ〇〇〇〇さんです。届出地は、栗谷町小栗林字沖ノ久保〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は589㎡です。続いて順位11の譲渡人ですが、順位6と同じ〇〇〇〇さんです。届出地は、栗谷町小栗林字沖ノ久保〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は406㎡です。続きまして順位12の譲渡人ですが、順位5と同じ〇〇〇〇さんです。届出地は、栗谷町小栗林字沖ノ久保〇〇番〇〇、〇〇番〇〇の2筆で登記地目は田、面積は2筆合計600㎡です。このたびの許可申請は、小規模太陽光発電事業を行っている譲受人が、旧栗谷中学校裏の農地を6つの小規模太陽光発電所として計画しているものです。経済産業省の認定、中国電力の接続契約を得て(株)〇〇が4カ所、(株)〇〇が2カ所の発電所を建設する予定です。昨年度に農用地の除外の申出があり、農業振興計画の変更

を経て今回の申請に至ったものです。なお、小栗林の太陽光発電所の案件は、農地転用に係る農業会議への意見聴取の対象には該当いたしません。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

本件について、地区担当委員の意見を求めます。順位1から順位3について、3番東田委員お願いいたします。

東田委員

今回の転用は、以前農地転用して倉庫がたっているところを増築する計画です。今後の農地管理が不安で耕作している方が多いのでなないかと思えます。一部農地が残るのが、その地主さんが今回の転用を反対されているとは聞いていません。水路など耕作に支障のないようしてもらえと思うので、問題はありません。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。5番小川委員お願いいたします。

小川委員

東田委員が言われた通り、一部農地が残りますが問題はありません。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。事務局から説明のありましたとおり本件は、広島県農業会議への意見聴取案件とし、許可されることに異議ありませんとの答申後、許可することに決してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議ございませんので、本件については広島県農業会議の許可されることに異議ありませんとの答申後、許可することに決定されました。続きまして、順位4から順位12について、地区担当委員の意見を求めます。2番石井委員お願いいたします。

石井委員

8月15日に正木会長と調査に行きました。10年ほど前から耕作放棄地になっているので、太陽光になることはよいのではないかと個人的には思います。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。今回は私が現地調査員を務めましたので、発言します。

長年有害鳥獣被害があり、耕作者も苦慮していましたが、太陽光になることは石井委員と同じように良いことだと思います。

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。続きまして、日程第3議案第16号非農地証明の申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（藤井）

それでは議案第16号非農地証明の申請についてをご説明いたします。議案書は16ページ、地図は17ページをご覧ください。所在は、大竹市玖波五丁目〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、登記地目は田、現況は宅地で面積は2筆合計48㎡の土地です。申請人は、大竹市玖波五丁目の〇〇〇〇さんです。申請地は、主たる宅地の〇〇番〇〇に隣接し、昭和61年、62年ごろに増築を行った際に宅地として利用が開始されたものの、登記は変更されずに田のままとなっていたものです。申請理由はすでに宅地の一部として使用している現況に地目を変更するため、非農地証明の申請を行ったものです。広島県の農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインに沿って検討すると、今回の申請地は昭和27年10月21日以降の人為的な潰廃地、いわゆる無断転用地となるものの、転用の事実行為からおおむね20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないものと認められる土地については非農地証明の対象にできるとされており、証明に該当する事案と考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

続きまして、本件について委員の説明を求めます。順位1について、5番小川委員お願いいたします。

小川委員

8月17日に調査を行いました。住宅街の中の土地なので問題はありません。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。9番橋村委員お願いいたします。

橋村委員

8月17日に調査を行いました。申請地はすでに住宅地なので問題はありません。

会 長

非農地証明申請につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑及び意見なしの声）

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。続きまして、日程第4報告第10号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（藤井）

それでは、報告第10号について事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。なお、順位1と順位2は関連があります。議案書は18ページ、地図は21ページをご覧ください。譲受人は廿日市市阿品四丁目〇〇〇〇さん、譲渡人は、広島市西区横川三丁目の株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。届出地は、立戸二丁目〇〇番〇〇、登記地目は畑、現況は休耕で面積は990㎡です。順

位2は、譲受人は広島市東区山根町の有限会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、譲渡人は、同じく広島市西区横川三丁目の株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。届出地は、立戸二丁目〇〇番〇〇、登記地目は畑、現況は休耕で面積は45㎡です。これらの土地は、令和3年5月に譲渡人である(株)〇〇が、5条届出により取得し所有権移転を済ませていたものですが、当初の予定と異なり分譲地として地目変更する前に分筆し、譲渡することとなったため改めて5条届出が出たものです。転用目的は順位1の譲受人が病院の建築で、工事を担当する順位2の譲受人が資材置場として使用するということです。隣接地の開発が進み、進入路ができていることからこのたびの申請となりました。地区担当委員さんから、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。7月28日にこの届出を受理しております。

順位3について、議案書は19ページ、地図は23ページをご覧ください。譲受人は岩国市周東町の〇〇〇〇さん、譲渡人は大竹市小方二丁目の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。届出地は小方に二丁目〇〇番〇〇、登記地目は畑、現況は休耕で面積は6.48㎡です。転用目的は宅地の拡張です。申請地は、玖波青木線に沿った住宅の車庫部分の一部です。これまでお住まいの〇〇さんが住宅と車庫部分を売却する際、測量したところ、車庫敷地の一部が農地に架かっていたことから、現状に合わせて分筆し転用することになったものです。地区担当委員さんから、道路沿いの宅地の隣接地で周辺に農地はないので転用に支障はないとのご意見を頂いております。8月4日にこの届出を受理しております。

順位4と順位5は関連があります。議案書は20ページ、地図は24ページをご覧ください。譲受人は大竹市南栄一丁目〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、譲渡人は、大竹市油見二丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は、油見二丁目〇〇番〇〇、登記地目は田、現況は休耕で面積は148㎡です。順位5は、譲受人は大竹市新町二丁目の〇〇〇〇さん、譲渡人は同じく大竹市油見二丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は、油見二丁目〇〇番〇〇、登記地目は田、現況は休耕で面積は117㎡です。これらの土地は、25ページに分筆図のとおり2件分の宅地に分筆され、ご兄弟である平本さんたちに分譲されます。地区担当委員さんから、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。8月15日にこの届出を受理しております。以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、案件のうち字句数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任することに決定されました。以上をもちまして、令和4年第7回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同ご礼。ありがとうございました。